

泉大津市教育委員会会議 令和6年第3回定例会

会 議 事 項

(令和6年3月21日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 1 1 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
- 日程第 2 議案第 1 2 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 1 3 号 「令和 6 年度 学校園に対する教育方針」について
- 日程第 4 議案第 1 4 号 泉大津市立学校における働き方改革の取組指針の制定について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 泉大津市招致外国青年任用規則の制定について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する取扱要綱の制定について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 いじめ防止基本方針の改定について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 号 スポーツ施設運営委員会から教育委員会への答申について
- 日程第 1 4 報告第 5 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 令和 5 年度泉大津市一般会計補正予算について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 令和 6 年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 令和 6 年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について

教育委員会資料
6. 3. 21
教育政策課

議案第 1 1 号

教育事務の管理及び執行の状況に関する点検 及び評価の実施について

1 趣 旨

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

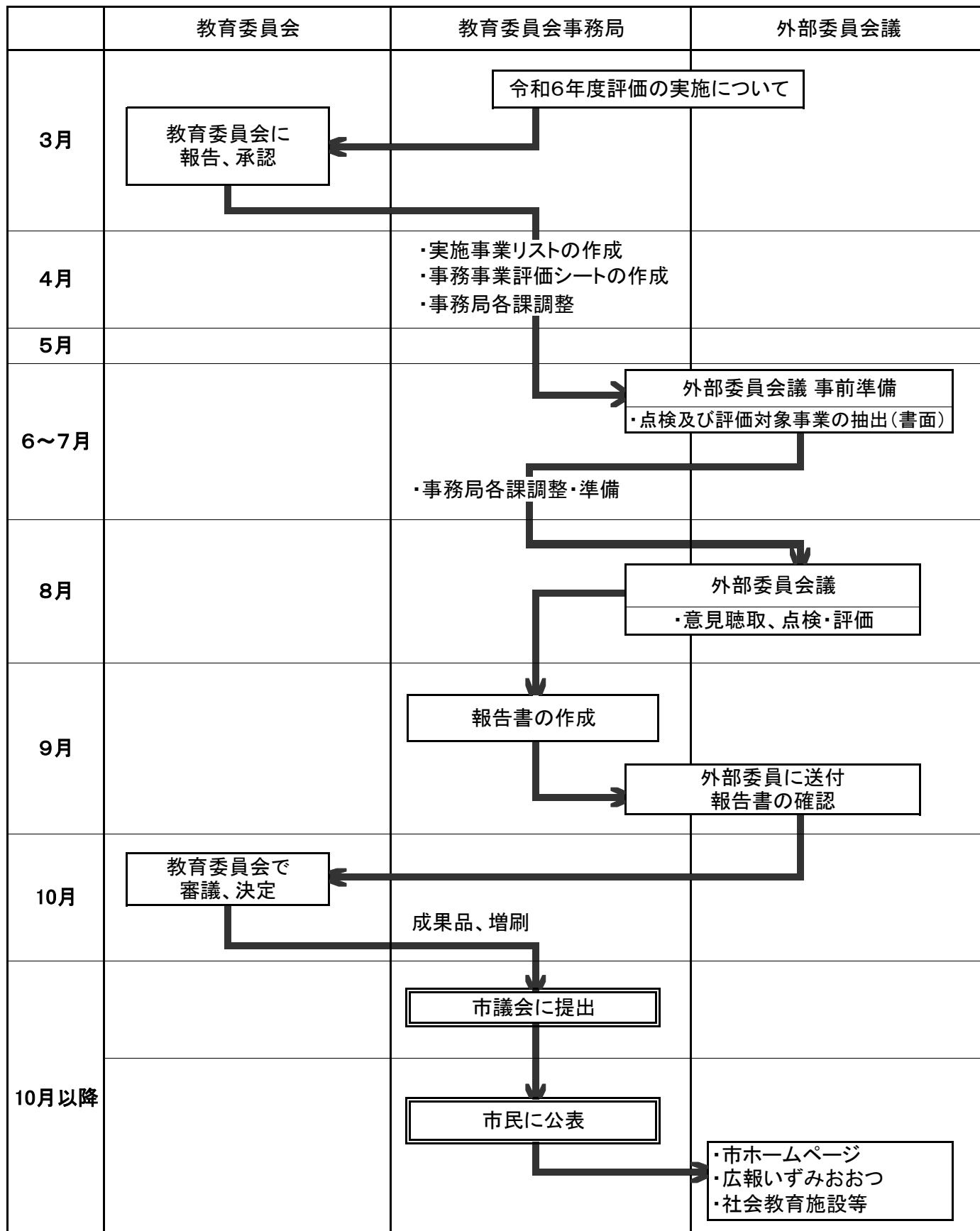
第 2 6 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 内 容

別紙 1 のとおり

令和6年度(令和5年度事業)
「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図



議案第12号

泉大津市学校運営協議会委員の任命について

1 趣 旨

令和6年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることを諮るもの。

2 根拠法令

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名)以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(8) その他教育委員会が重要と認める事項

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

3 今後の予定

- ・ 4月1日 各小・中学校学校運営協議会委員任命
- ・ 4月定例会 令和6年度学校運営協議会委員の決定の報告

議案第13号

「令和6年度 学校園に対する教育方針」について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものである。

2 審議内容

令和6年度学校園に対する教育方針の作成に係る事務を泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき臨時に教育長に代理させる。

3 別冊資料

別冊 令和6年度学校園に対する教育方針（案）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1～4略）

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（1）略

（2）学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。

（3）～（8）略

第3条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

教育委員会資料
6. 3. 21
指導課

議案第14号

泉大津市立学校における働き方改革の取組指針 の制定について

1 趣 旨

この指針は、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図るため、必要な事項を定めるものである。

2 根拠法令

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）

3 制定内容

別紙2 指針（案）のとおり

4 施行期日等

この指針は、ホームページ公開の日から適用とする。

泉大津市立学校における働き方改革の取組指針について(案)

泉大津市教育委員会

1.はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められています。

併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。本市においては、独自の施策も実施するなど業務改善に取り組んでおり、一定の成果も見られているところです。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組が必要です。

今般、泉大津市教育委員会では、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「泉大津市立学校における働き方改革の取組指針」を策定しました。

今後は、本指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市教育の質の向上を図ります。

2.本市の働き方改革の目的

- (1)「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- (2)教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

3. 教職員の時間外勤務時間の軽減

『泉大津市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和6年2月1日)』

※一部抜粋

●「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

●上限時間の原則に対する例外

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて

業務を行う月数について6箇月

4. 泉大津市教育委員会、学校の責務

(1) 泉大津市教育委員会の責務

泉大津市教育委員会は本市立学校の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革及びその推進に向けて継続的に取り組みます。

(2) 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組みを実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属教職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属教職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組みを実施します。

<働き方改革のポイント>

○目的の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人ひとりが組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと。また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

5. 教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組み

(1)働き方に関する意識改革を図る取組み

①「学校閉庁日」の設定（平成30年8月から）

- ・教職員が一斉に休暇等を取得し、学校に勤務しない日（8月15日前後で3日間「令和5年度から5日間」）を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく。

②「出退勤管理」の設定（令和元年9月から）

- ・校務支援システムを活用し、客観的に各教職員の時間外在校等時間を可視化することにより、教職員の健康管理を促す。

③ 部活動運営方針(平成31年3月から)

- ・適切な休養日及び勤務時間の設定について、学期中は、週当たり平日1日以上、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

(2)業務改善推進の取組み

①「介助員」「特別支援員」の配置

- ・障がいのある児童生徒へ日常生活や学習活動のサポートを行う。

②「学校図書館司書」の配置

- ・学校図書館の管理、運営、学校図書館を活用した授業等の支援を行う。

③登下校の見守り活動の実施

- ・スクールガードリーダー及び交通安全専従員の配置により、児童生徒の登下校の安全確保を行う。また、地域の方による児童生徒の登下校の安全が図られている。

④家庭教育支援サポーターの活用

- ・市内8小学校には家庭教育支援サポーターを配置し、市内3中学校にはサポーターの派遣を行い、学校関係者や福祉部局等との連携のもと、困り感をもつ保護者のエンパワメントを行う。家庭訪問等により、サポーターが保護者につながることで、学校と保護者につながりができ、信頼関係の構築が図られている。

⑤「スクール・ソーシャル・ワーカー」の活用

- ・市内3中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校アセスメントや目的に応じた各種会議の組織的な運営について、管理職等と連携し推進している。子ども達の置かれた様々な環境に、教育分野の知識と、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ってアプローチし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題解決を支援している。また、専門性を持った助言を行う。

⑥「スクール・サポート・スタッフ」の配置（令和2年7月から）

- ・教員の事務業務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保および時間外勤務の軽減を図る。 ※令和5年度は、小学校8校、中学校3校の計11校に配置

⑦学校水泳授業民間屋内プールの活用（令和4年度から）

- ・ 小学校の水泳指導における児童の安全面及びインストラクターによる泳力の向上を確保するとともに、施設の管理や水泳指導における教員の負担について軽減を図る。

※令和5年度は、小学校8校で実施

⑧いじめ防止相談アプリ（マモレポ）の導入（令和4年度から）

- ・ 児童生徒が悩みや困り事を1人1台端末から送信し、早期な対応を可能にするもの

⑨部活動技術指導者及び部活動指導員の配置

- ・ 中学校へ部活動技術指導者及び部活動指導員を配置することにより、教員の時間外勤務及び部活動指導の負担について軽減を図る。※部活動指導員は令和6年度から配置予定

⑩校務支援システムの導入(令和元年9月から)

- ・ 通知表及び指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図る。

⑪音声ガイダンス電話の設置（令和元年10月から）

- ・ 目的に応じメッセージ機能を設け、子どもへの教育活動の向上に資するもの

⑫自動採点システムの導入（令和元年9月から）

- ・ 定期テスト等の採点時間を短縮 ※全中学校

⑬GIGA スクール構想の推進（令和3年度から）

- ・ 1人1台学習用端末とデジタルドリル教材や授業支援ソフト等を効果的に活用して、学習活動を行うことにより、教員の授業準備や成績処理等の業務負担が軽減され、児童生徒の個別最適化された学びや創造性を育む学びを充実させるもの。また、GIGA スクールヘルプデスクを開設し、学校で生じた機器の不具合等の問い合わせ先を明確にし、内容を集約することで対策を講じたり、迅速な対応を可能にするもの

⑭給食費公会計化(令和4年度から)

- ・ 令和元年度に中学校で給食費の公会計化、令和4年度から小学校で給食費の公会計化が始まり、学校の徴収事務及び滞納整理業務の負担軽減につなげている。

⑮教育旅行中における看護師派遣(令和5年度から)

- ・ 遠足や修学旅行等に看護師を派遣することで、児童・生徒の持病、けが、発熱等余裕をもって対応することができ、引率教員の心身の負担軽減につなげることができる。

また、修学旅行等では、養護教諭が引率せず学校に留まることもできるので、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。

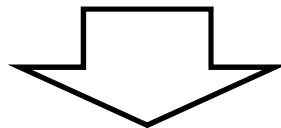
⑯スクールロイヤーの活用(令和5年から)

- ・ 学校で生起するすべての事案の中で、深刻な状況となる前に教育に精通した弁護士に相談し、助言を得ることで、法的根拠を持った対応を行い事案の早期解決を図る。そのことにより、教員の時間外勤務時間の削減や精神的な負担軽減につなげている。

6. 今後の本市教職員の働き方改革推進について

本市の働き方改革の目的（再掲）

- (1) 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること



目標

教職員の時間外勤務時間の軽減

「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- ・1箇月について45時間
- ・1年について360時間

(1) 教職員の意識改革

- ・月80時間超の時間外在校等時間の解消（緊急）

(2) 学校運営体制の見直し

- ・各教員が担う業務量の平準化
- ・小学校における教科担任制の導入
- ・授業時間数の見直し
- ・「みらい応援隊」による地域学校教育活動の推進

(3) DX化の推進

- ・DXの視点を取り入れた業務改善
(例) 各種調査、分析業務、照会・回答業務 等
- ・市から学校への調査、アンケート等のDX化
- ・学校における業務改善の好事例の収集・紹介

(4) 行事等の見直し

- ・市主催の行事や学校行事及び各種研修等の改善・見直し

(5) 専門スタッフの活用等

- ・業務の効率化
- ・人材確保
(例) 「介助員」「特別支援員」、「学校図書館司書」、「看護師」、「スクール・ソーシャル・ワーカー」、「スクール・サポート・スタッフ」、「スクールロイヤー」等

(6) 部活動における負担軽減（地域移行を含めた部活動の在り方の見直し）

- ・部活動技術指導者及び部活動指導員の配置

議案第15号

泉大津市招致外国青年任用規則の制定について

1 趣 旨

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、泉大津市教育委員会において語学指導等を行う外国青年の勤務条件に関し必要な事項を定めるものである。

2 根拠法令等

一般財団法人自治体国際化協会（以下「クレア」という。）が作成した語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）任用団体マニュアルより一部抜粋

勤務条件については、地方公務員法等に定められた範囲で任用団体において定めるものであるが、本事業はクレアが一括してJETプログラム参加者を募集、選考するプロジェクトであることから、クレアから通知された任用規則モデル案を参考に作成する。

3 制定内容

別紙3 規則（案）のとおり

4 施行期日等

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

泉大津市規則第 号

泉大津市招致外国青年任用規則（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 職務（第 3 条）
- 第 3 章 任期及びその終了（第 4 条・第 5 条）
- 第 4 章 報酬、費用弁償等（第 6 条—第 9 条）
- 第 5 章 勤務時間、休日、休暇（第 10 条—第 15 条）
- 第 6 章 服務（第 16 条—第 27 条）
- 第 7 章 懲戒等（第 28 条—第 32 条）
- 第 8 章 公務災害補償等（第 33 条・第 34 条）
- 第 9 章 雑則（第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）により、泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 参加者の報酬、費用弁償等に関する事項は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年泉大津市条例第 9 号）第 32 条の規定により、この規則において定める。

3 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）その他の法令並びに市の条例及び規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会又は泉大津市立学校に配置され、外国語担当指導主事、外国語担当教員等の助手として職務に従事する者
- (2) 所属長 外国語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

(外国語指導助手の職務)

第3条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は泉大津市立学校において、所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 泉大津市立学校における外国語授業等の補助
- (2) 泉大津市立小学校における外国語活動等の補助
- (3) 泉大津市立学校における外国語による他教科の授業等の補助
- (4) 外国語教材等作成の補助及び外国語スピーチコンテスト等への協力
- (5) 外国語担当教員等に対する研修の補助
- (6) 特別活動、課外活動等への協力
- (7) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
- (8) 地域における国際交流活動への協力
- (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任期及びその終了

(任期)

第4条 参加者の任期は、任用の日から任用の日の属する年度の末日まで（以下「前半任期」という。）及び前半任期の翌年度の4月1日から任用の日から1年を超えない範囲内で教育委員会が定める日まで（以下「後半任期」という。）とする。

2 前項の任期満了後、教育委員会は、外国語指導助手として必要な能力を有すると認める場合は、再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、引き続き5年間の任期が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(退職)

第5条 参加者は、前条の任期は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、任期の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬、費用弁償等

(報酬等及びその計算)

第6条 参加者の報酬は、任期1年目については月額28万円(年額336万円)、2年目については月額30万円(年額360万円)、3年目については月額32万5,000円(年額390万円)、4年目及び5年目については月額33万円(年額396万円)とする。

2 参加者に対する期末手当及び勤勉手当は、支給しない。

3 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

4 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。

5 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、1日当たりの勤務時間に第11条第1項各号に定める休日の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第7条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第5項により計算した1時間当たりの額を、前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満

の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第8条 参加者に対する通勤手当は、支給しない。

2 参加者が職務を行うために旅行するときは、その旅行に要する費用を弁償する。

3 教育委員会は、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす参加者に対して弁償するものとする。

(1) 第4条第1項の後半任期を満了すること。

(2) 後半任期満了日の翌日から1箇月以内に、日本において教育委員会又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

(3) 後半任期満了日の翌日から起算して1箇月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。

4 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により後半任期満了前に帰国する場合で、特に教育委員会がやむを得ないと認めたときは、帰国のための費用を弁償することができる。

第9条 教育委員会は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について、参加者に対し賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第10条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後4時15分までとし、土曜日及び日曜日は勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午前11時から午後2時までの時間内で所属長が定める45分間を休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、前項に規定する勤務時間以外の時間に勤務することを指示することができる。この場合において、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 前項に規定する勤務に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第

32条に基づき、当該週の勤務時間の合計が40時間を超える勤務をさせないものとし、1日については8時間を超えて勤務させないものとする。この場合において、同法第35条第1項の定めにより、毎週少なくとも1日の勤務を要しない日を与えるものとする。

- 5 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第11条 次の各号に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

- 3 第1項に定める休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第12条 参加者は、第4条第1項に規定する任期中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。

- 2 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 3 参加者が第4条第1項に規定する任期満了後、教育委員会に再度任用される場合には、20日を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任期に繰り越すことができる。

- 4 参加者は、第1項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは、1月前までに、それぞれ所属長に申し出て承認を得なければならない。

- 5 所属長は、参加者から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇の期間は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、第4条第1項に規定する任期中において20日を超えることができない。

3 病気休暇は有給とする。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 参加者の親族が死亡した場合 別表に掲げる期間
- (2) 参加者が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 参加者が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (5) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の参加者が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (7) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (8) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

- (9) 女子の参加者が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1日
- (10) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる期間
- (11) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は捕食するために必要と認められる期間
- (12) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる期間
- (13) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (14) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内（男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- (16) 女子の参加者が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認め

られる期間

- (17) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他泉大津市職員の勤務時間等に関する規則（平成7年泉大津市規則第21号）第19条第1項に定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 第4条第1項に定める任期において5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認められる期間
- (18) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。）参加者が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内で必要と認められる期間
- (19) 参加者が、要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (20) 参加者が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (21) 参加者が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (22) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第13号まで及び第22号の特別休暇は有給とし、第14号から第21号までの特別休暇は無給とする。

(育児休業)

第15条 次の各号のいずれにも該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として泉大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉大津市条例第8号。以下この条において「育児休業条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育児休業条例に定める日まで、育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育児休業条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後の任期）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

2 育児休業期間中は、無給とする。

第6章 服務

(服務の宣誓)

第16条 参加者は、泉大津市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第11号）第2条に規定する別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

2 同一の参加者を再度任用した場合は、先の任用に際して行った服務の宣誓をもって、これを行ったものとする。

(職務命令に従う義務)

第17条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第18条 教育委員会は、参加者の執務について、人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第19条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び

職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第20条 参加者は、教育委員会及びJETプログラムの信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第21条 参加者は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(政治的行為の制限)

第22条 参加者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第23条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為を行ってはならない。

(ハラスメントの禁止)

第24条 加者は、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント又はパワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、職場環境を害してはならない。

(営利企業への従事等の制限)

第25条 参加者は、JETプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。

(宗教活動の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、自宅から教育委員会が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職、休職等)

第28条 教育委員会は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 教育委員会は、参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを休職させることができる。この場合において、休職の期間中の報酬は支給しない。

- (1) 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第31条の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 参加者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、法令等に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第29条 教育委員会は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、懲戒免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項に規定する処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。
- (2) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (3) 減給 1回につき平均報酬の1日分の5割の額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1の額を上回らないものとする。
- (4) 戒告 書面により当該行為を戒める。

(休職期間中の報酬)

第30条 第28条第2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第28条第2項第1号による休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。
- (2) 第28条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の5割の額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。
- (3) 第28条第2項第2号による休職の場合は、当該休職期間中は報酬の6割の額を支給する。

(勤務禁止)

第31条 参加者が次の各号に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、教育委員会は当該参加者を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (4) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第30条の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第32条 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第7号から第21号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第22号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第14条第1項第5号及び第6号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため休暇を取得する場合及び休職の手続に必要となる場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

4 第28条第2項第2号による休職及び前条による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第33条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年泉大津市条例第24号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第34条 教育委員会は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について、損害保険金の範囲内で補償するものとする。

第9章 雑則

(補則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	2日
孫	2日
兄弟姉妹	2日
おじ又はおば	2日
配偶者の父母	7日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	2日
おじ又はおばの配偶者	2日
配偶者のおじ又はおば	2日
曾祖父母	2日
曾祖父母の配偶者又は配偶者の曾祖父母	2日

備考 休暇の日数は、死亡の日（死亡の時刻が午後であるときは、その翌日）又は葬儀を営む日から起算する連続した日数とする。

教育委員会資料
6. 3. 21
指導課

議案第16号

泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する取扱要綱の制定について

1 趣 旨

この要綱は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則及び泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定に基づき、泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

2 根拠法令

- (1) 泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (2) 泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則
- (3) 泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

3 制定内容

別紙4 要綱（案）のとおり

4 施行期日等

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会公告第 号

泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年泉大津市条例第9号。以下「条例」という。）、泉大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年泉大津市規則第25号。以下「給与規則」という。）及び泉大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年泉大津市規則第26号。以下「勤務時間規則」という。）の規定に基づき、泉大津市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（給与及び費用弁償）

第3条 給与及び費用弁償に関することは、別に定める場合を除き、泉大津市会計年度任用職員の例による。

（時間額教育委員会会計年度任用職員の報酬）

第4条 泉大津市教育委員会が任命する時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（以下「時間額教育委員会会計年度任用職員」という。）の報酬の額については、別表のとおりとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、時間額教育委員会会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職種別時間額報酬表

職 種	時間額
非常勤講師	2, 9 2 0 円
部活動指導員	1, 6 0 0 円
スクール・サポート・スタッフ	1, 0 7 0 円

議案第17号

泉大津市いじめ防止基本方針の改定について

1 趣 旨

令和5年度「泉大津市いじめ問題対策連絡協議会」において協議した内容を基に、泉大津市いじめ防止基本方針を改定するものである。

2 改定内容

別紙5 泉大津市いじめ防止基本方針（案）及び泉大津市いじめ防止基本方針新旧対照表のとおり

3 適用年月日

この方針は、令和6年4月1日から適用とする。

令和 6 年 4 月 1 日改定

泉大津市いじめ防止基本方針（案）

泉大津市教育委員会

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向性**1 いじめの防止等の対策に関する基本理念**

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさし、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

また、けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを調査・判断すること。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方**(1) いじめの防止**

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

また、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことも大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

また、いじめと不登校は密接な関係があると思われることから、登校を嫌がったり休みがちになったりすることなど、常に児童生徒の変化に注意し、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃から些細なことでも相談できる雰囲気をつくる。

(3) いじめへの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うこと。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、要保護児童対策地域協議会・子ども家庭センター・警察等関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(4) いじめ解消の判断基準

いじめ対応終了後、同一事案に関わることが少なくとも3ヶ月間何もなければ、解消したとする。いじめ対応後は約1か月ごとを目安に、被害児童生徒及び保護者に声かけを行うとともに3か月後の保護者への確認をもって、解消したと判断する。なお、いじめ被害の重大性から長期の期間が必要と判断した場合は、市教委が学校と協議の上、より長期の適切な期間を設定すること。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせること。また、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪はもちろんのこと、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復、それを取り巻く集団が好ましい集団活動を取り戻した状態をいう。

第2 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

(1) 基本方針の策定

泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条に基づいて、国ならびに大阪府のいじめの防止等のための基本方針を参酌し、「泉大津市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織等の設置

① 泉大津市いじめ問題対策連絡協議会

教育委員会は、法第14条第1項に基づいて、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学識経験を有する者、弁護士、心理士、校長会代表など関係者により構成される「泉大津市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を教育委員会の附属機関として置く。

② 泉大津市いじめ問題調査委員会

教育委員会は、法第14条第3項に基づいて、必要があると認めるときは、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、「泉大津市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を教育委員会の附属機関として置く。

調査委員会は、公平性・中立性をはかるため、学識経験を有する者、弁護士、心理士など専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等で構成し、学校におけるいじめ防止の取り組みについての調査審議を行うとともに、法第28条に基づき、学校での重大事態にかかわる調査を行う。

(3) 具体的な施策内容

- ① いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置
- ② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- ③ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援
- ④ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上
- ⑤ 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実
- ⑥ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築
- ⑦ 重大事態への対処
- ⑧ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及

び体験活動等の充実

- ⑨ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置
- ⑩ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ⑪ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置
- ⑫ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるための啓発活動の実施

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づいて、国・大阪府又は市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織等の設置

① いじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条に基づいて、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」等いじめの防止等の対策のための組織を常設する。

② 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 具体的な施策内容

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりが何より大切である。

② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を活用するなど、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④ ネット上のいじめの対応

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについても周知する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(1号事案)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(2号事案)

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態もしくは重大事態と同様の事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査及び調査の主体

教育委員会又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① 調査の趣旨について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校から報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

② 調査の主体について

調査は、主に1号事案については教育委員会が、2号事案については学校が、主体になって行うことが考えられる。

学校が主体となって行う場合は、常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。

学校からの報告を受け、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の内部に設ける調査組織または教育委員会の附属機関である調査委員会が主体となって調査にあたる。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

また、調査結果については、学校が主体となって調査を行った場合は、教育委員会を通じて、教育委員会が主体となって調査を行った場合は、教育委員会がそれぞれ市長に報告する。

(5) 市長による再調査及び措置

① 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づいて、調査委員会等による報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該調査の結果について再度調査を行うため、「泉大津市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を市長の附属機関として置く。

再調査委員会は、公平性・中立性を図るため、学識経験を有する者、弁護士、心理士など専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等で構成する。

再調査の進捗状況などや調査結果については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大

事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

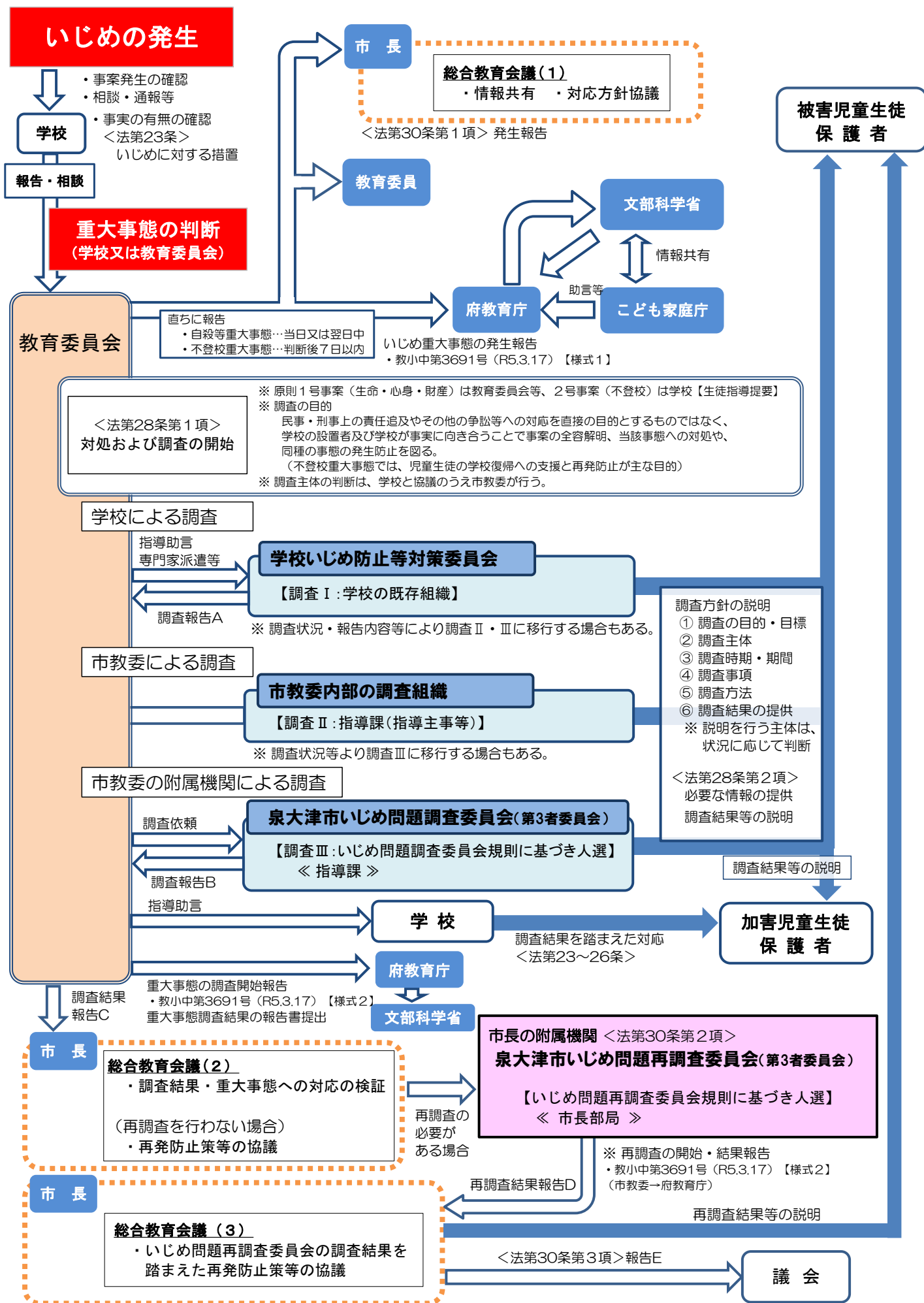
教育委員会は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、教育委員会は学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

泉大津市いじめ防止基本方針新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容 3 重大事態への対処 (1) 重大事態とは</p> <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。<u>(1号事案)</u></p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。<u>(2号事案)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 重大事態の調査及び調査の主体</p> <p>② 調査の主体について 調査は、<u>主に1号事案については教育委員会が、2号事案については学校が、主体になって行うことが考えられる。</u></p> <p>学校が主体となって行う場合は、常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。</p> <p>学校からの報告を受け、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、<u>教育委員会の内部に設ける調査組織</u>または<u>教育委員会の附属機関である調査委員会</u>が主体となって調査にあたる。</p>	<p>第2 いじめの防止等のための対策の内容 3 重大事態への対処 (1) 重大事態とは</p> <p>① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 重大事態の調査及び調査の主体</p> <p>② 調査の主体について <u>調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合が考えられる。</u></p> <p>学校が主体となって行う場合は、常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。</p> <p>学校からの報告を受け、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、<u>教育委員会の附属機関である調査委員会</u>が主体となって調査にあたる。</p>

重大事態発生時の対応フロー(案)



法令・参考資料等

[泉大津市いじめ防止基本方針](#)

[泉大津市いじめ問題対策連絡協議会規則](#)

[泉大津市いじめ問題調査委員会規則](#)

[泉大津市いじめ問題再調査委員会規則](#)

[いじめ防止対策推進法](#)

[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（概要）（h29.3）](#)

[いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（h29.3）](#)

[不登校重大事態に係る指針（概要）（H28.3）](#)

[不登校重大事態に係る指針（H28.3）](#)

[【国】いじめの防止等のための基本的な方針](#)

[大阪府いじめ防止基本方針](#)

[いじめ「重大事態」の解説（H27年度いじめ防止対策協議会）](#)

[生徒指導提要](#)

議案第18号

泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部改正について

1 趣 旨

教育委員会の事務執行の効率化及び円滑化とともに、語句の整理をするため、泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部を改正するものである。

2 改正内容

別紙6 泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部を改正する規則(案)のとおり

3 実施期日

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市文化財保護委員会設置規則の一部を改正する規則（案）

泉大津市文化財保護委員会設置規則(昭和35年泉大津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

泉大津市文化財保護委員設置規則

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「昭和25年5月30日法律第214号」を「昭和25年法律第214号」に改める。

第2条中「第1条」を「法第1条」に、「事業」を「業務」に改める。

第4条第2項を削る。

第5条を削る。

第6条中「及び専門委員は文化財の保護に関して、学識経験のあるもの」を「、文化財に関し深い知識を有する者」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

泉大津市文化財保護委員会設置規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>泉大津市文化財保護委員 設置規則</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財保護法（<u>昭和25年法律第214号</u>。以下「法」という。）第1条の目的達成のため、泉大津市文化財保護委員（以下「保護委員」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 保護委員は教育委員会の委嘱を受けて泉大津市内にある文化財の調査及び保存保護並びにその活用に関する計画立案その他<u>法第1条</u>の目的を達するため必要な<u>業務</u>を行う。</p> <p>(文化財の意義)</p> <p>第3条 前条にいう文化財とは、法第2条第1項の各号に示すものをいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 保護委員の定数は10名以内とする。</p>	<p><u>泉大津市文化財保護委員 会設置規則</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財保護法（<u>昭和25年5月30日法律第214号</u>。以下「法」という。）第1条の目的達成のため、泉大津市文化財保護委員（以下「保護委員」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 保護委員は教育委員会の委嘱を受けて泉大津市内にある文化財の調査及び保存保護並びにその活用に関する計画立案その他<u>第1条</u>の目的を達するため必要な<u>事業</u>を行う。</p> <p>(文化財の意義)</p> <p>第3条 前条にいう文化財とは、法第2条第1項の各号に示すものをいう。</p> <p>(定数)</p> <p>第4条 保護委員の定数は10名以内とする。</p> <p><u>2 教育委員会において必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に保護委員を置くことができ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(委嘱)</p> <p><u>第5条</u> 保護委員は、文化財に関し深い知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第6条</u> 保護委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>(専門委員)</u></p> <p><u>第5条</u> 教育委員会において必要と認めるときは、臨時に泉大津市文化財専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。</p> <p><u>2</u> 専門委員の任務は第2条に定める保護委員の任務に準ずる。</p> <p>(委嘱)</p> <p><u>第6条</u> 保護委員及び専門委員は文化財の保護に関して、学識経験のあるもののうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第7条</u> 保護委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

泉大津市文化財保護委員設置規則（案）

昭和35年5月4日

教委規則第1号

（設置）

第1条 泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第1条の目的達成のために委嘱する泉大津市文化財保護委員（以下「保護委員」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 保護委員は教育委員会の委嘱を受けて泉大津市内にある文化財の調査及び保存保護並びにその活用に関する計画立案その他法第1条の目的を達するため必要な業務を行う。

（文化財の意義）

第3条 前条にいう文化財とは、法第2条第1項の各号に示すものをいう。

（定数）

第4条 保護委員の定数は10名以内とする。

（委嘱）

第5条 保護委員は、文化財に関し深い知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第6条 保護委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会資料
6. 3. 21
生涯学習課

議案第19号

泉大津市文化財保護委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市文化財保護委員会設置規則に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令等

泉大津市文化財保護委員会設置規則

第6条 保護委員及び専門委員は文化財の保護に関して、学識経験のあるもののうちから教育委員会が委嘱する。

3 定員及び任期

定員 10名以内（泉大津市文化財保護委員会設置規則 第4条）

任期 2年 （泉大津市文化財保護委員会設置規則 第7条）

（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

4 候補者

別紙7のとおり

令和6・7年度 泉大津市文化財保護委員の候補者名簿
(定員10名以内)

氏名	ふりがな	住所	就任年
藤原 洋子	ふじわら ようこ	泉大津市	平成15年度
高寺 壽	たかでら ひさし	泉大津市	平成18年度
坂口 昌男	さかぐち まさお	岸和田市	平成24年度
高橋 正	たかはし ただし	泉大津市	令和2年度
北條 豊和	ほうじょう とよかず	和泉市	令和4年度
河田 泰之	かわた やすゆき	泉大津市	令和6年度

教育委員会資料
6. 3. 21
生涯学習課

議案第20号

泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市文化財保護条例に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令等

泉大津市文化財保護条例

第6章 文化財保護審議会

第40条 法第190条第3項の規定に基づき、委員は、文化財の保護及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 定員及び任期

定員 若干名（泉大津市文化財保護条例 第6章 第39条）

任期 2年（泉大津市文化財保護条例 第6章 第41条）

（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

4 候補者

別紙8のとおり

令和6、7年度

泉大津市文化財保護審議会委員候補者名簿

ふりがな 氏 名	専門分野 肩 書
よしはら ただお 吉原 忠雄	美術工芸 元 大阪大谷大学教授
おぐら たかし 小倉 宗	古文書 関西大学文学部准教授

議案第21号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

社会教育法

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱

第4条 推進員は、各学校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

3 任期

任期1年（泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱 第5条）

4 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

5 候補者

別紙9のとおり

令和 6 年度 地域学校協働活動推進員 候補者名簿

	学校名	推進員名
1	戎小学校	宿南 洋一
2	旭小学校	田中 昭男
3	穴師小学校	藤田 真由美
4	上條小学校	矢野 千寿
5	浜小学校	村原 麻由美
6	条東小学校	野村 忠明
7	条南小学校	立石 ユミ
8	楠小学校	久井 孝則
9	東陽中学校	
10	誠風中学校	中村 富久男
11	小津中学校	

教育委員会資料
6. 3. 21
スポーツ青少年課

議案第22号

泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について

1 趣 旨

スポーツ施設の管理運営について必要な事項を審議する機関である泉大津市スポーツ施設運営委員会の委員について、泉大津市スポーツ施設運営委員会規則に基づき、学識経験を有する者、社会教育委員、体育関係団体の代表者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則

第3条第2項 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育委員
- (3) 体育関係団体の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

3 定員及び任期

定員 5人以内（泉大津市スポーツ施設運営委員会規則第3条）

任期 2年（泉大津市スポーツ施設運営委員会規則第4条）

（委嘱期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日）

4 候補者

別紙10のとおり

泉大津市スポーツ施設運営委員会委員委嘱者名簿

年齢は令和6年4月1日現在

	氏名	委嘱	内容	年齢	備考
1	トミヤマ 富山 浩三	継続	学識経験を有する者、 社会教育委員	61	大阪体育大学体育学部 教授社会教育委員
2	ハラダ 原田 礼造	継続	学識経験を有する者	46	公認会計士
3	キノ 木野 欽司	継続	社会教育委員、 体育関係団体代表者	72	社会教育委員 スポーツ協会会長
4	コイケ 小池 久美	継続	体育関係団体代表者	48	スポーツ推進委員協議 会委員
5	サクラザワ 櫻澤 宏尚	継続	その他教育委員会が適 当と認める者	50	学校運営協議会委員

教育委員会資料
6. 3. 21
スポーツ青少年課

議案第23号

スポーツ施設運営委員会から教育委員会への
答申について

1 答申事項

泉大津市立総合体育館の料金改定に関する事

2 答申内容

別紙11 答申書のとおり

3 根拠法令

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則 第2条第1号及び第2号
(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、別表に掲げるスポーツ施設(附帯施設等を含む。)の管理運営について、必要な事項を審議すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項について審査すること。

答 申 書

令和6年1月29日

泉大津市教育委員会 御中

スポーツ施設運営委員会
委員長 富山 浩三

泉大津市立総合体育館の料金改定に関することについて（答申）

令和5年12月20日付け泉大教委第38号で諮問のあった泉大津市立総合体育館の料金改定に関することについて、下記のとおり答申いたします。

記

（諮問①）大体育室の料金の改定について**【答申】**

大体育室の料金改定については、空調設置に関する改修費及び空調稼働時のエネルギー費に対する受益者負担の考え方になると思うが、現料金をベースアップする考えもあるが、受益者負担とするならば空調稼働時に徴収すべきだと考える。

なお、空調稼働については、熱中症予防の観点から夏季期間を設定し常時稼働することが望ましく、その他の期間は利用者の希望に応じ対応すべきだと考える。

（諮問②）エネルギーコスト上昇による大体育室以外の室の料金改定について**【答申】**

大体育室以外の料金については、総合体育館の運営コストから算定した各部屋の料金に、空調稼働時のエネルギー費が反映されていることから、現行料金が妥当だと考える。

（諮問③）総合体育館の駐車場の料金改定について**【答申】**

総合体育館の駐車場の料金改定については、利用者にとっては負担が大きくなるが、運営コストが同等の他施設の駐車料金と比較した場合、総合体育館の駐車料金は安価になっており、周りとの負担格差を是正するため、料金の改定は妥当と考える。しかしながら、体育館利用者の無料時間帯の設定等については継続的に検討が必要と考える。

また、障がい者等の方が利用された場合の減免措置の対策も併せて検討いただきたい。

報告第5号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）

4 内 容

別紙12のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.2.2	R6.4.13 ～ R6.9.28	2024年度あすと市民大学(前期)	あすとホール
2	R6.2.15	R6.3.31	GRヘルスケアイベントinシーパスパーク (健康フェスinシーパスパーク)「人生100年 時代！健康寿命を100歳に」～泉大津から 始まる未病・予防対策先進都市とは？～	ヘルスベース泉大津
3	R6.2.15	R6.3.16 R6.3.30 R6.4.13 R6.5.12	TOSS春のいずみ教師力UPフェス	NPO法人いずみ教師力 向上ネット
4	R6.2.15	R6.4.14	泉州市民バンドフェスティバル2024	泉大津市吹奏楽団
5	R6.2.19	R6.5.6	第27回わんぱく相撲泉大津場所	公益社団法人泉大津青 年会議所
6	R6.2.20	R6.4.21	ボーイスカウト体験 楽しい野外ゲーム	日本ボーイスカウト高石 第3団
7	R6.2.28	R6.5.26	第23回浜街道まつり	浜街道まつり実行委員 会

新

【不承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R6.2.16	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター